

Town Information

サロマ暮らしの情報掲示板

◎詳しい内容は直接お問い合わせください。

◎記事中の記号は次のとおりです。

☎：お問い合わせ先 ☎：電話 FAX：ファックス ㊟：メールアドレス

HP：ホームページ ㊟：お申し込み先 ㊟：フェイスブック

人のうごき

8月末

- 人口：5,238人 (0人)
【内外国人：198人】
- 男♂：2,454人 (+4人)
【内外国人：24人】
- 女♀：2,784人 (-4人)
【内外国人：174人】
- 世帯：2,502戸 (+3戸)
【内外国人：183戸】
- ※ () 内数字は前月比



リサイクル資源の分別方法

リサイクル資源が正しく分別されずにゴミステーションに出されている場合があります。必ず分別のルールを守りましょう。

◆袋で出すもの(袋は45ℓ以下)

必ず中を洗って乾かしてから、中身が確認できる透明・半透明の袋に入れ出してください。

▼空き缶

大きさは一斗缶の半分以下のものまでです。

・金属のキャップやフタは「燃やさないごみ」です。リングプルは付いたままがかまいません。

・スチール缶とアルミ缶は、一緒の袋に入れてかまいません。

▼空きビン

・割れたビンや油使用のビン、金属キャップは「燃やさないごみ」、プラスチック製のキャップはその他プラスチック」です。

・糊付けのラベルはそのままがかまいません。

・乳白色のビンは「燃やさないごみ」です。

▼ペットボトル

・キャップやラベルは「その他プラスチック」です。

・潰さずに出してください。

▼発泡スチロール

・発泡箱などに貼られているシールやテープは、火災の原因になるため必ずはがしてください。

・中を確認するため、必ずフタを開けてください。大きな箱はひもで束ねたり、割って出してもかまいません。

・容器に直接印字されているトレイや模様付きのトレイは「その他プラスチック」です。

▼その他プラスチック

・商品を包んでいたフィルム、ラップに付いている価格シールなど簡単に取り外せないものはそのままがかまいません。

▼どうしても汚れが落ちないもの

発泡スチロール、その他プラスチック、ペットボトルは「燃やさないごみ」、空き缶、空きビンは「燃やさないごみ」で出してください。

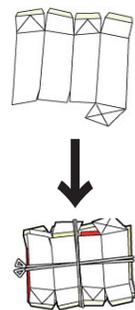
◇ひもで縛って出すもの

必ず十字にしっかりと縛って出してください。汚れがひどいものは「燃やさないごみ」へ出してください。

▽紙パック

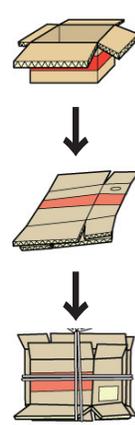
・洗って乾かして、開いた状態で出してください。

・中が銀色のものは「燃やさないごみ」です。



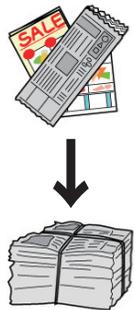
▽ダンボール・厚紙

・箱のままでは回収しません。必ず開いて出してください。

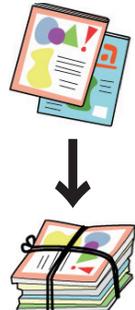


▽雑誌・本類

・コピー用紙、カレンダー、封筒、紙袋、包装紙などを含みます。



▽新聞・チラシ



その他分別に関しては、各家庭に配布済みの「分別の手引き(2017年改訂版)」をご覧ください。

☎町民課生活環境係

☎2・1213

野ねずみ駆除にかかわる 殺そ剤空中散布実施について

造林木に食害を及ぼす野ねずみの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

◆散布実施日：10月16・17日

※天候等により日程を変更する場合があります

◆散布時間(予定)：8時～16時まで

◆散布区域：佐呂間町内の民有林内
(町有・私有林の一部)

◆薬剤の種類：リン化亜鉛1%粒剤
(農薬取締法により登録済み)

◆散布面積：646ha

◆散布量：1ha当たり800g
(1kg当たり6千粒)

◆事業実施者：佐呂間町
佐呂間町森林組合

☎ 佐呂間町森林係

☎ 2・1200

☎ 佐呂間町森林組合

☎ 2・3606

10月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にも

つながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取締りをさらに強化します。

☎ 不正軽油ストップ110番

☎ 0800・8002・110

☎ オートホーツク総合振興局

☎ 北見道税事務所

☎ 0157・25・8684

10月は年次有給休暇 取得促進月間です

◆事業主(使用者)のみならずへ

来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上、年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。なお、この時季指定を行わなければならない5日について、計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

☎ 遠紋地域人材開発センター

☎ 0158・42・4037

テレビの視聴に関する 大切なお知らせ

700MHz帯周波数を利用する特定基地局の開設認定を受けた携帯電話事業者が11月22日(木)に試験電波の発射を予定しております。

これに伴い、ご家庭のテレビの映像に影響がでる場合があります。

テレビ受信に影響のでるおそれがある地域のテレビ視聴者のご家庭には、あらかじめチラシを投函してお知らせいたします。

また、試験電波発射後にテレビの映像が「乱れる」「映らない」などの影響が出た場合は、下記コールセンターへ連絡願います。

☎ 700MHz テレビ受信障害対策コールセンター

☎ 0120・700・012(フリーダイヤル)

☎ 050・3786・0700(IP電話)

※受付時間：9時～22時(年中無休)

「平成31年成人式対象者」の 確認にご協力ください！

佐呂間町では、平成31年1月13日に成人式の開催を予定しています。つきましては、平成31年の成人式対象者を、各自治会を通して回覧文書にご記入いただくか、教育委員会まで直接ご報告いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※現在、町内に居住していない(住民票が本町にない)が、本町での成人式に出席を希望する新成人がいる場合もご報告願います。

◆成人式対象者(誕生日が以下の期間内の方)
平成10年4月2日～平成11年4月1日

☎ 教育委員会社会教育課社会教育係

☎ 2・1295



労働者個人と使用者間の トラブル解決を支援します

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験者などの使用者委員が二人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

北海道労働委員会事務局調整課

☎011・204・5667

📧<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms>

里親になりませんか？

「里親」とは、さまざまなお事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことをいいます。

北見児童相談所には、「虐待」・「傷病」・「離婚」など様々な理由により、家庭で生活できない子どもの相談があとを絶ちません。

オホーツク管内では、子どもの年齢や里親さんとの相性なども考慮して委託先を決めるため、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれます。

ぜひ、里親として登録していただき、家庭に恵まれない子ども達の養育を担っていただければと思います。

保健福祉課社会福祉係

☎2・1212

北海道北見児童相談所

☎0157・24・3498

機動職業訓練の募集について

簿記の資格取得、文書作成・表計算ソフト講習、ビジネスマナー講習を実施し、再就職を支援します。

◆取得資格…2・3級ワープロ技術士
2・3級表計算技術士

◆対象者…一般求職者

◆定員…15名

◆日程…12月3日～31年3月29日

◆提出書類…願書・健康自己申告書

◆受付期間…10月3日～11月14日

◆費用…無料（テキスト・検定受験費用は実費負担）

◆申請先…北見公共職業安定所遠軽出張所

☎0158・42・2779

町有車両を売却します！

サロマ福祉会送迎バスを売却いたします

- ◆車 両 ニッサンシビリアン(車いす移動車)
- ◆種別用途 普通特殊
- ◆年 式 平成14年11月
- ◆定 員 24人
- ◆走行距離 約327,300km(H30年9月現在)
- ◆車検満了日 平成30年11月18日
- ◆売却予定価格 97,000円
- ◆売却条件



- ①町内在住の個人、または町内に事業所がある法人。
 - ②車両引渡し後10日以内に名義変更または登録抹消を完了すること。
 - ③名義変更、登録抹消、車検、修理、消耗品等の車両に係る費用は全て購入者の自己負担とします。
 - ④転売目的による購入は認められません。
- ◆申込方法 10月23日(火)までに総務課管財係へ申込書を提出願います。
申込用紙は総務課管財係に用意しています。
- ◆その他
- ・申込者が複数の場合には入札を予定しています。
 - ・車両を見たい場合には事前に連絡願います。

☎総務課管財係 ☎2・1211

ほくでん常呂サービス店閉店

浜佐呂間、幌岩、浪速地域を管轄している「ほくでん常呂サービス店」が10月31日をもって閉店します。

停電や電柱・電線などの設備に関するお問い合わせは「ほくでん網走ネットワークセンター」で対応します。

☎ほくでん網走ネットワークセンター
0120・060・239

車両系建設機械技能講習

◆車両系建設機械運転技能講習

▽日程…11月3日・4日

▽受講料…44,000円

※受講資格はお問い合わせください

◆小型車両系特別教育

▽日程…11月5日・6日

▽受講料…17,000円

両講習共通項目

◆開催場所

遠紋地域人材開発センター

◆実施教習機関

株式会社日立建機教習センター

北海道教習所

◆申込期限…10月16日(火)まで

※定員になり次第締め切り

甲・☎遠紋地域人材開発センター

0158・42・4037

日本年金機構からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(9月下旬から11月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃に送られる予定です。)

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、北見年金事務所に、来所もしくは電話でお申込みください。

☎北見年金事務所 ☎0157・33・6007(自動応答で1→2を選択)

☎町民課戸籍年金係 ☎2・1213

北海道最低賃金額が改定されました

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者に適用される北海道最低賃金額が次のとおり改定されました。

時間額 **835円**

平成30年10月1日から適用

▽ ◆日本赤十字社北海道支部へ
胆振東部地震災害義援金

西富 田中 武 さん

▽ ◆東若寿会へ

東京都 長尾 節夫 さん

▽ ◆社会福祉事業に対して
佐呂間町商工会青年部
佐呂間神社祭典委員会

さん さん さん

▽ ◆社会福祉協議会へ
香典返しを廃して

幸町 菅原 アエ子 さん
仁倉 橋本 悦郎 さん
西富 三田 テル子 さん
西富 田中 武 さん



後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったとき～

交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日加害者に請求することになります。

◇第三者の行為とは？

- ・交通事故
- ・他人の飼犬に噛まれた
- ・購入食品や飲食店等での食中毒
- ・暴力行為 など



第三者の行為による事故等があったときには

◆必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者の行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◆町にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず町民課医療保険係へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

◆申請に必要なもの

- ▷ 第三者行為による被害届(町民課医療保険係の窓口にあります。)
- ▷ 被保険者証
- ▷ 被保険者の印鑑
- ▷ 事故証明書(後日でも可) など

☎北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

☎町民課医療保険係 ☎2・1213